

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月5日 津地方法務局松阪支局 登記官 乾 貴博

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1901-2024-0010号	多気郡大台町小滝字風呂谷114番1